

男女共同参画基本計画（第3次）に向けた論点（素案）
 ー監視・影響調査機能の強化についてー

1. 施策の推進状況

(1) これまでの監視・影響調査の主な取り組み

○ フォローアップ

- ・女子差別撤廃委員会からの勧告を含む最終コメントを踏まえた対応について（平成17年7月15日、男女共同参画会議、監視・影響調査専門調査会）
- ・男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ（平成20年3月4日男女共同参画会議意見決定）

○ 監視・影響調査

- ・平成19年3月に「多様な選択を可能にする能力開発・生涯学習施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成19年5月男女共同参画会議意見決定）。※別紙参照
- ・平成20年6月に「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成20年6月男女共同参画会議意見決定）。※別紙参照
- ・平成21年11月に「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女に関する監視・影響調査報告書」を取りまとめ（平成21年11月男女共同参画会議意見決定）。

(2) 監視・影響調査への要請

①男女共同参画基本計画（第2次）フォローアップ結果についての意見
 （平成20年3月4日男女共同参画会議資料（抜粋））

男女共同参画会議は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第4号に基づき、監視・影響調査を実施した。

男女共同参画基本計画（第2次）の着実かつ効果的な推進を図る観点から今後の取組に向けて留意することが重要と考えられる事項について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、以下のとおり意見を述べるものである。

（中略）

- ① あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画の実現を目指すことが重要であり、特に、これまで男女共同参画の視点がとり入れにくかった各分野においては、今後この点に留意した取組が望まれる。特に、この観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化すべきである。

②女性の参加加速プログラム

(前略)

(監視・影響調査機能の強化)

あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施する観点から、体系的・実質的に各施策を評価できるよう監視・影響調査機能を強化する。

(後略)

2. 男女共同参画基本計画（第3次）に向けた課題

- 2009年8月の女子差別撤廃委員会（CEDAW）の最終見解に対し、2年後のフォローアップ、6年後の定期審査に向け、進捗状況の監視を実施する。
- 施策の企画や予算の要求段階で男女別の状況やニーズが把握されて施策へと反映され、また男女別の実績や効果が把握されて、次の施策へと反映されていくことが必要である。
- 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実が必要である。
- 政策評価法による政策評価との連携について各省と連携を図りつつ、検討を進める。
- 政策の評価の段階では、アウトプット評価からアウトカム評価へとつなげ、政策の課題解決の貢献度を把握していくことが必要であり、男女別の政策効果の把握の方法については今後さらに検討を深めることが必要である。

(以上)